2021年6月9日

株主各位

# 第10期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

・会社の新株予約権等に関する事項
・業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.theport.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

**ポート株式会社**

証券コード：7047

**会社の新株予約権等に関する事項（2021年３月31日現在）**

１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第５回新株予約権

| | | |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2017年７月18日 |
| 新株予約権の数 | | 1,357個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　13,570株<br>（新株予約権１個につき10株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | | 新株予約権１個当たり2,300円<br>（１株当たり230円） |
| 権利行使期間 | | 2019年７月19日から<br>2027年７月18日まで |
| 行使の条件 | | （注）１ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　1,357個<br>目的となる株式数　13,570株<br>保有者数　１人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０人 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０人 |

（注）１．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 新株予約権の１個を分割して行使することはできないものとする。

２．2018年９月３日開催の取締役会決議により、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第５－②回新株予約権

| | | |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2018年３月13日 |
| 新株予約権の数 | | 18,966個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　189,660株<br>（新株予約権１個につき10株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | | 新株予約権１個当たり2,300円<br>（１株当たり230円） |
| 権利行使期間 | | 2020年３月14日から<br>2028年３月13日まで |
| 行使の条件 | | （注）１ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　18,966個<br>目的となる株式数　189,660株<br>保有者数　２人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０人 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０人 |

（注）１．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（ⅰ）から（ⅱ）までの期間ごとに、以下（ⅰ）から（ⅱ）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して２年を経過した日以降に、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から起算して３年を経過した日からは、割当数の全てを行使することができる。

③　新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④　新株予約権の１個を分割して行使することはできないものとする。

２．2018年９月３日開催の取締役会決議により、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第６回新株予約権

| | | |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2019年８月９日 |
| 新株予約権の数 | | 5,800個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　580,000株<br>（新株予約権１個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権１個当たり700円<br>（１株当たり７円） |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | | 新株予約権１個当たり93,800円<br>（１株当たり938円） |
| 権利行使期間 | | 2022年７月１日から<br>2024年８月25日まで |
| 行使の条件 | | （注） |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　5,780個<br>目的となる株式数　578,000株<br>保有者数　２人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　20個<br>目的となる株式数　2,000株<br>保有者数　１人 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０人 |

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年３月期から2024年３月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、割当日から2021年３月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。2021年４月１日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

第７回新株予約権

| | | |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年１月26日 |
| 新株予約権の数 | | 1,128個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　112,800株<br>(新株予約権１個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権１個当たり100円<br>(１株当たり１円) |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | | 新株予約権１個当たり62,500円<br>(１株当たり625円) |
| 権利行使期間 | | 2023年５月15日から<br>2024年５月14日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数　1,080個<br>目的となる株式数　108,000株<br>保有者数　２人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　48個<br>目的となる株式数　4,800株<br>保有者数　１人 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０人 |

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ⅰ）乃至（ⅲ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ⅱ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

（ⅲ）割当日から満期日までの期間のいずれかの時点において、当社の時価総額が、600億円を上回っている場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

また当該時価総額は、次式によって算出される。

「時価総額」＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2．当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第８回新株予約権

| | | |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年１月26日 |
| 新株予約権の数 | | 1,180個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　118,000株<br>（新株予約権１個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権１個当たり100円<br>（１株当たり１円） |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | | 新株予約権１個当たり62,500円<br>（１株当たり625円） |
| 権利行使期間 | | 2023年５月15日から<br>2025年５月14日まで |
| 行使の条件 | | （注） |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数　1,180個<br>目的となる株式数　118,000株<br>交付者数　14人 |
| | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>交付者数　０人 |

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ⅰ）及び（ⅱ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ⅱ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

② 新株予約権者は、割当日から2022年７月１日までの期間において、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2022年７月２日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

第９回新株予約権

| | | |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年１月26日 |
| 新株予約権の数 | | 400個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　40,000株<br>（新株予約権１個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権１個当たり100円<br>（１株当たり１円） |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | | 新株予約権１個当たり62,500円<br>（１株当たり625円） |
| 権利行使期間 | | 2023年５月15日から<br>2025年５月14日まで |
| 行使の条件 | | （注） |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数　400個<br>目的となる株式数　40,000株<br>交付者数　20人 |
| | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>交付者数　０人 |

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ⅰ）及び（ⅱ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ⅱ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有し、かつ、割当日と同等以上の職位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

**業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要**

2018年４月17日開催の当社取締役会において、会社法第362条第４項第６号に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しました。

１．当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役会を原則として毎月１回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。

（2）取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。

（3）取締役及び使用人は法令又は定款に関する違反が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

２．当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

（1）取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面又は電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。

（2）取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理部が中心となり、代表取締役社長が統括する。

（2）不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。

（3）前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月１回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

(2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。

(3) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。

② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) グループ全体のリスクについては各子会社の代表取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。

(2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社ごとに取り決める。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

(2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。

（2）監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。

（3）監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（1）監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

（2）取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

（2）前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

（1）監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

（2）監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。

（2）監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1．当事業年度は取締役会を21回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

2．当事業年度は監査役会を12回開催しております。監査役会を通じて監査役相互の情報共有を図るほか、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、各監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

3．内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 残高及び変動事由 | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| **2020年４月１日残高** | **819** | **760** | **931** | **△399** | **2,111** |
| **当期変動額** | | | | | |
| 新株の発行 | 7 | 7 | — | — | 15 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | — | — | △52 | — | △52 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — |
| **当期変動額合計** | **7** | **7** | **△52** | **—** | **△37** |
| **2021年３月31日残高** | **827** | **768** | **879** | **△399** | **2,074** |

| 残高及び変動事由 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| **2020年４月１日残高** | **4** | **2,116** |
| **当期変動額** | | |
| 新株の発行 | — | 15 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | — | △52 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △0 | △0 |
| **当期変動額合計** | **△0** | **△37** |
| **2021年３月31日残高** | **4** | **2,078** |

# 連　結　注　記　表

**（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）**

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の状況

連結子会社の数　　2社

連結子会社の名称　　株式会社ドアーズ

就活会議株式会社

（2）非連結子会社の状況

主要な非連結子会社はありません。

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

（2）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの　…… 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…… 定率法

ただし、2016年４月１日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～15年 |
| 工具、器具及び備品 | ３～10年 |

無 形 固 定 資 産…… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| ソフトウエア（自社利用分） | ５年（社内における利用可能期間） |
| 商標権 | 12年 |

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②返金引当金

人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

５～10年間の定額法で償却しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（表示方法の変更）**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

**（会計上の見積りに関する注記）**

1．のれん及び無形固定資産

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（百万円）

| | 当連結会計年度 |
|---|---|
| のれん | 1,913 |
| 無形固定資産（その他） | 285 |

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは事業譲受及び子会社株式（以下、子会社株式等）の取得価額を決定するにあたり、当該事業または子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しています。また、無形固定資産については、企業結合日に当社グループが識別可能と判断し、被取得企業から受け入れた無形固定資産の公正価値を超過収益等の評価モデルを用いて算定しており、子会社株式等の取得価額と無形固定資産評価額の配分差額をのれんとして識別しております。

のれん及び無形固定資産の評価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**（連結貸借対照表に関する注記）**

有形固定資産の減価償却累計額　　43百万円

**（連結株主資本等変動計算書に関する注記）**

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の数
　普通株式　　11,708,220株

2．当連結会計年度の末日における自己株式の数
　普通株式　　457,100株

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
　普通株式　　523,330株
　（注）当連結会計年度末において権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

**（金融商品に関する注記）**

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社グループが入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等はそのほとんどが１年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長６年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。)。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 2,661 | 2,661 | ― |
| (2) 売掛金 | 783 | | |
| 貸倒引当金（※） | △9 | | |
| | 774 | 774 | ― |
| (3) 敷金 | 77 | 78 | 0 |
| 資　産　計 | 3,513 | 3,514 | 0 |
| (1) 買掛金 | 76 | 76 | ― |
| (2) 短期借入金 | 50 | 50 | ― |
| (3) 未払金 | 1,029 | 1,029 | ― |
| (4) 未払法人税等 | 14 | 14 | ― |
| (5) 長期未払金 | 350 | 350 | ― |
| (6) 社債（１年内償還予定の社債含む) | 675 | 652 | △22 |
| (7) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む) | 1,793 | 1,738 | △54 |
| 負　債　計 | 3,989 | 3,912 | △77 |

（※） 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、合理的に見積もった支払予定時期に基づき算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく割引率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期未払金、(6)社債(１年内償還予定の社債含む)及び(7) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 投資有価証券 | 1 |
| 関係会社株式 | 9 |

(注) 上記は非上場株式であるため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 2,661 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 783 | ― | ― | ― |
| 敷金(※) | ― | 78 | ― | ― |
| 合　　計 | 3,436 | 78 | ― | ― |

（※） 敷金は合理的に見積もった支払予定時期によっております。

（注４） 長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む。） | 502 | 524 | 281 | 231 | 121 | 183 |
| 合　　計 | 502 | 524 | 281 | 231 | 121 | 183 |

（注５） 社債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 社債（１年内償還予定の社債含む。） | 150 | 150 | 150 | 150 | 75 | ― |
| 合　　計 | 150 | 150 | 150 | 150 | 75 | ― |

**（１株当たり情報に関する注記）**

１株当たり純資産額　　184円38銭

１株当たり当期純損失　　4円70銭

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。

**（企業結合等に関する注記）**

取得による企業結合（就活会議株式会社）

当社は、2020年６月30日の取締役会において、就活会議株式会社の全株式を取得することを決議しました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年７月１日付で同社の全株式を取得いたしました。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　就活会議株式会社

事業内容　インターネットを媒体とした新卒就活生向け求人情報提供サービス

(2)企業結合を行った主な理由

就活対策サービスNo.1を目指し、就職活動生の求めるコンテンツの充実を図り、オンライン・オフライン双方のマルチチャンネルでの支援を通じて、新卒採用支援市場におけるシェアの拡大を実現し、業績を拡大していくためであります。

(3)企業結合日

2020年７月１日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

100％

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

２．当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年７月１日から2021年３月31日まで

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 850百万円 |
| 取得原価 | | 850百万円 |

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等　　21百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

646百万円

なお、第２四半期連結会計期間から第３四半期連結会計期間においては、四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的情報に基づき、取得原価の配分について暫定的な会計処理を行っておりましたが、当第４四半期連結会計期間に確定しております。結果、暫定的に算定された金額から、のれんが140百万円減少しております。なお、のれんの減少の主な理由は、商標権が212百万円増加したこと、それに伴い繰延税金負債を71百万円計上したことによるものであります。

(2)発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3)償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却であります。

6．のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類別の内訳、加重平均償却期間

| 種類 | 金額 | 加重平均償却期間 |
|---|---|---|
| 商標権 | 212百万円 | 12年 |

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 65百万円 |
| 資産合計 | 65百万円 |
| 流動負債 | △2百万円 |
| 負債合計 | △2百万円 |

8．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

連結会計年度における影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

取得による企業結合（株式会社ドアーズ）

当社は、2020年７月30日の取締役会において代表取締役社長へ決定の権限を一任することとしておりました株式会社ドアーズの完全子会社化について、2020年７月31日付で正式に決定いたしました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、同日付で同社の全株式を取得いたしました。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ドアーズ

事業内容　外装塗装を中心とした集客メディア運営

(2)企業結合を行った主な理由

インターネットメディア運営を通じて、当社と株式会社ドアーズの強みを相互に活用し、インターネットによるマッチングを促進することで、リフォーム業界全体の健全化・効率化の実現を目指してまいります。その結果として当社グループの企業価値も高まっていくものと考えております。

(3)企業結合日

2020年７月31日(株式取得日)

2020年８月１日(みなし取得日)

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

100％

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2020年８月１日から2021年３月31日まで

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 1,600百万円 |
| 取得原価 | | 1,600百万円 |

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等　　12百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1)発生したのれんの金額
1,306百万円
なお、第２四半期連結会計期間から第３四半期連結会計期間においては、四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的情報に基づき、取得原価の配分について暫定的な会計処理を行っておりましたが、当第４四半期連結会計期間に確定しております。結果、暫定的に算定された金額から、のれんが60百万円減少しております。なお、のれんの減少の主な理由は、ソフトウエアが４百万円、顧客関連資産が87百万円増加したこと、それに伴い繰延税金負債を31百万円計上したことによるものであります。
(2)発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
(3)償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却であります。

6．のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類別の内訳、加重平均償却期間

| 種類 | 金額 | 加重平均償却期間 |
|---|---|---|
| ソフトウエア | ４百万円 | ５年 |
| 顧客関連資産 | 87百万円 | 12年 |

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 354百万円 |
| 固定資産 | 22百万円 |
| 資産合計 | 377百万円 |
| 流動負債 | 142百万円 |
| 固定負債 | 1百万円 |
| 負債合計 | 143百万円 |

8．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

| | |
|---|---|
| 売上高 | 323百万円 |
| 営業損失 | 101百万円 |
| 経常損失 | 135百万円 |
| 税金等調整前当期純損失 | 138百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 138百万円 |
| 1株当たり当期純損失 | 12円37銭 |

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

**(会計上の見積りの不確実性に関する注記)**

当社グループでは、連結計算書類作成時において顧客等の外部からの入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大・収束に関しては、その収束時期を予測するのは困難でありますが、翌連結会計年度以降も一定期間継続するものと仮定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束に関して上記仮定と異なる状況となった場合には、翌連結会計年度以降の当社業績に影響を与える可能性があり、見積りの結果に影響を及ぼす可能性があります。

# 株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 残高及び変動事由 | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| **2020年４月１日残高** | **819** | **760** | **760** | **931** | **931** | **△399** | **2,111** |
| **当期変動額** | | | | | | | |
| 新株の発行 | 7 | 7 | 7 | — | — | — | 15 |
| 当期純利益 | — | — | — | 211 | 211 | — | 211 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — | — | — |
| **当期変動額合計** | **7** | **7** | **7** | **211** | **211** | **—** | **227** |
| **2021年３月31日残高** | **827** | **768** | **768** | **1,143** | **1,143** | **△399** | **2,339** |

| 残高及び変動事由 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| **2020年４月１日残高** | **4** | **2,116** |
| **当期変動額** | | |
| 新株の発行 | — | 15 |
| 当期純利益 | — | 211 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △0 | △0 |
| **当期変動額合計** | **△0** | **227** |
| **2021年３月31日残高** | **4** | **2,343** |

# 個 別 注 記 表

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式…… 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…… 定率法

ただし、2016年４月１日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

無 形 固 定 資 産…… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分） ５年（社内における利用可能期間）

3．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返金引当金

人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

4．のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法で償却しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（表示方法の変更）**

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払報酬」（前事業年度１百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「デリバティブ評価損」（当事業年度―百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」（当事業年度―百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

**（会計上の見積りに関する注記）**

１．子会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（百万円）

| | 当事業年度 |
|---|---|
| 子会社株式 | 2,483 |

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）の金額の算出方法は、連結注記表「（会計上の見積りに関する注記）１．のれん及び無形固定資産」に記載している子会社株式等の評価額の算出方法と同一であります。

子会社株式の評価額については、当該子会社の超過収益力を加味しておりますが、この超過収益力の算定にあたり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**（貸借対照表に関する注記）**

1．有形固定資産の減価償却累計額　41百万円

2．関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権　100百万円

**（損益計算書に関する注記）**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 6百万円 |
| 売上原価 | -百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | -百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 67百万円 |

**（株主資本等変動計算書に関する注記）**

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　457,100株

**（税効果会計に関する注記）**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 資産調整勘定 | 66百万円 |
| 未収入金 | 11　〃 |
| 減損損失 | 21　〃 |
| 資産除去債務 | 8　〃 |
| その他 | 13　〃 |
| 繰延税金資産小計 | 121百万円 |
| 評価性引当額 | △78　〃 |
| 繰延税金資産合計 | 42百万円 |
| | |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △1　〃 |
| 繰延税金資産純額 | 40百万円 |

**（関連当事者との取引に関する注記）**

1．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 就活会議㈱ | 東京都新宿区 | 29 | インターネットメディア事業 | (所有)<br>直接100.0% |

| 種類 | 会社等の名称 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 就活会議㈱ | 役員の兼任,資金の貸付,管理業務の受託等 | 資金の貸付 | — | 関係会社長期貸付金 | 100 |
| | | | 管理業務の受託 | 61 | 受取手数料 | — |

2．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員 | 丸山　侑佑 | (被所有)<br>直接4.12% | 当社取締役 | 新株予約権の権利行使 | 11 | — | — |

**（１株当たり情報に関する注記）**

１株当たり純資産額　　207円89銭

１株当たり当期純利益　　18円91銭

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。

**（企業結合等に関する注記）**

連結注記表「(企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

**（会計上の見積りの不確実性に関する注記）**

新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りの不確実性に関する注記につきましては、連結注記表「(会計上の見積りの不確実性に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。